

# 完成検査の改善・合理化に向けた検討会 中間とりまとめ(概要)

## 本とりまとめの背景

- 平成29年秋以降、複数の自動車メーカーにおいて、完成検査における不適切な取扱いが相次いで発覚したことを受け、国土交通省では、「適切な完成検査を確保するためのタスクフォース」を設置し、平成30年3月に検討結果をとりまとめた。
- 当該とりまとめにおいて、「技術進展等に対応した完成検査の改善・合理化の促進」が掲げられたことから、平成31年4月に本検討会を設置し、今般、以下のとおり中間報告をとりまとめた。

### 検討項目

### 検討結果

## 1. 自動車型式指定制度における完成検査の位置づけとあり方

 本文  
頁数

#### (1) 完成検査の位置づけと必要性

完成検査は、国が行う新規検査に代わり型式指定自動車の保安基準適合性を1台ごとに確認するものであり、完成検査における不適合車両の検出によりリコールに至る事例が確認されていること等も踏まえると、完成検査は必要不可欠

P2

#### (2) 完成検査の基本的なあり方

生産・検査技術のレベル等に応じて品質管理の手法がメーカーごとに異なることから、引き続き、完成検査の詳細な実施方法等については画一的な規定化を行わない

P3

## 2. 完成検査の高度化・合理化

#### (1) 自動化検査の導入促進

自動化検査の定義や満たすべき要件案を整理したうえで、今後、実証事業を通じて要件整理及び効果評価を行う  
 ・定義：完成検査のプロセス「①認知、②準備、③検査の実施、④判定、⑤記録」のうち、少なくとも④及び⑤が自動化  
 ・要件(案)：①判定精度の確保、②設備異常の検出及び自動停止、③検査結果の記録・分析、④管理責任者の選任 等

P3

#### (2) 工程内検査の運用

平成30年10月の省令改正等により、完成検査員が実施する工程内検査については申請可能であることが明確化されたところであり、メーカーと連携し工程内検査の導入事例を情報共有しながら、適正な運用に努める

P7

#### (3) 先進安全自動車の完成検査のあり方

メーカーごとに先進安全技術についての設計思想やシステムの複雑さが異なることから、技術や基準に係る動向を踏まえつつ、継続的に検討

P8

## 3. 品質管理制度・手法の改善

#### (1) 国際調和の観点からの型式指定制度等のあり方

1958年協定における品質管理の要件を踏まえ、今後、下記の観点で型式指定制度等の見直しを検討し必要な措置を講ずる  
 ①ISO9001等の国際規格の活用範囲の見直し、②協定規則に基づく検査の実施の明確化、③検査結果の分析及び基準不適合車両検出時の措置等の要件の導入

P9

#### (2) 届出の簡素化

変更管理手順の提出義務及び当該手順に従って届出事項の変更管理を行う義務を課したうえで、品質管理や監査の実施に影響の低い項目(完成検査チェックシート等)について、変更届出を省略する措置を講ずる

P12

#### (3) 市場情報を活用した品質管理の精緻化

使用過程時の走行データ等を用いた品質管理や型式指定監査の合理化可能性について、コネクテッド技術の進展等を踏まえつつ継続的に検討

P14

#### (4) 監査の合理化

自動車製作者等による車両情報の取得や完成検査結果の電子化の状況を踏まえつつ、これらのデータを活用した効率的かつ効果的な監査手法を検討

P14